

令和7年度 文部科学省委託
学校安全総合支援事業

「通学路安全推進事業」実践事例集



秋田県教育委員会

はじめに

近年、社会が大きく変化する中で、登下校中の事件・事故等、子どもたちの安全を脅かす様々な事案が顕在化し、今後も深刻化が懸念されています。このような状況に対応し、「生きる力」を育むことを目指す学校教育の目標を着実に実現していくためには、学校における組織的な安全管理の一層の充実、子どもたちがいかなる状況下でも自らの命を守り抜くため資質・能力を養う安全教育の推進が必要不可欠となっています。

通学路安全推進事業は、文部科学省委託による「学校安全推進事業」の交通安全領域の事業として平成25年度に開始され、今年度で13年目となりますが、これまで、保護者や地域はもとより、警察・道路管理者等との緊密な連携を図り、地域ぐるみで通学路の安全対策を進めるとともに、子どもたちが自らの安全を確保する能力の習得と、学校安全の中核となる教職員の資質向上を目的に事業を推進してまいりました。

今年度は、事業のモデル地域を大仙市、拠点校を大曲小学校、大曲中学校、大曲農業高等学校として、各学校や関係機関の方々の協力を得ながら、交通安全対策や交通安全教育等に取り組んでいただきました。

事業全体の主な成果としては、次の4点が挙げられます。

- 1 通学路の危険箇所について、学校・教育委員会と通学路安全対策アドバイザーを含めた関係機関等が連携して協議を行い、対応方針を明確にし、迅速な対応が図られた。
- 2 安全な横断方法や自転車の正しい乗車方法等を習得することを目的として、モデル地域の各学校において、子どもたちの発達段階に応じた体験的な交通安全教育を実施し、児童生徒の危機回避能力や安全意識の向上が図られた。
- 3 通学路安全マップの点検を通じて、通学路の安全に関する情報共有を含め、学校と関係機関の連携強化が図られた。
- 4 拠点校の中核教員は、事業を通じた自校における取組のほか、関係機関と情報を共有することにより、交通安全に対する実践力の向上が図られた。

今後も学校と地域、関係機関等が連携・協働した通学路の安全確保と子どもたちへの交通安全教育を推進していきたいと考えております。

結びに、モデル地域である大仙市の学校関係者及び関係各位の御尽力の下、本事業が滞りなく実施できましたことに心から感謝申し上げます。

令和8年2月

秋田県教育庁保健体育課
課長 野中 仁史

目次

はじめに

I 通学路安全推進事業の概要図	1
II 通学路安全推進事業の紹介	2
III 第1回推進委員会の開催	4
IV 第1回実践委員会の開催	5
V 合同点検	6
VI 登下校時間帯の点検調査	8
VII-1 「歩行環境シミュレータ」を活用した交通安全教育	10
VII-2 危険予測トレーニングによる交通安全教育	15
VII-3 スケアード・ストレート（スタントマンによる交通事故等の再現）方式 を活用した交通安全教育	18
VIII 通学路安全マップ	21
IX 第2回実践委員会の開催	22
X 第2回推進委員会の開催	23
XI 危険箇所の改善に関する取組	24
XII その他	26

【資料編】

1 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について (平成25年12月6日付別紙)	27
2 通学路における合同点検の実施について (令和3年7月9日付別紙)	29
3 通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について (令和5年12月15日付別紙)	30

I 通学路安全推進事業の概要図

県教育委員会

推進委員会

大学関係者等の学識経験者、道路管理者及び県警察等により構成している。

広域的な通学路の交通安全対策の検討及び通学路安全対策アドバイザー派遣の決定など、本事業の効果的な実施を推進する。

通学路安全対策アドバイザーの委嘱

道路行政に詳しく、道路整備や交通規制の専門的知見がある有識者をアドバイザーとして委嘱する。



事業の普及啓発

事業の取組状況等について、実践事例集を作成し、県内の市町村教育委員会や全小・中学校、高等学校に配布して、普及啓発を図る。

通学路安全対策アドバイザーの派遣

市町村教育委員会

○ 事業方針の策定

地域の実情を踏まえた合同点検及び対策の検討・実施、交通安全教育について方針を策定する。

○ 交通危険箇所のとりまとめ

各学校において、児童生徒の目線に立って通学路の安全点検を実施し、交通危険箇所を抽出する。

その後、市町村教育委員会は、各学校で抽出した交通危険箇所を取りまとめ、関係機関と合同点検を実施する必要がある危険箇所を抽出する。

○ 合同点検の実施

警察、道路管理者、学校関係者等と日程調整を行い、危険箇所の合同点検を実施する。

○ 登下校時間帯の点検調査

児童生徒の登下校状況、交通量等を把握する必要がある危険箇所について、通学路安全対策アドバイザーが登下校時間帯の点検調査を実施し、学校に対策等を助言する

○ 危険箇所対策の協議

学校関係者、関係機関、地域住民により構成される協議会を開催し、個々の危険箇所対策について協議・検討する。必要に応じて地域の総意として対策を要望する。

○ 学校における交通安全教育の実施

各小学校で歩行環境シミュレータ等を活用した安全教育を実施する。

また、中学校や高等学校では、自転車乗車に関する安全教育を実施する。

Ⅱ 通学路安全推進事業の紹介

1 事業が行われることとなった背景

- (1) 平成24年4月、京都府亀岡市で集団登校の列に自動車が入り込み、多数の死傷者を出した交通事故が発生するなど、全国的に登下校中の児童が巻き込まれる重大交通事故が相次いで発生したことを受け、通学路における交通安全の確保のため、緊急合同点検が実施された。
- (2) 平成24年に文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁による通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会が行われ、平成25年12月に引き続き通学路の安全確保に取り組むため、推進体制の構築や基本の方針の策定等が通知された。
- (3) 平成28年10月に神奈川県横浜市、同年11月に千葉県八街市において、登校中の児童の列に車両が入り込み多数の児童が死傷するなど、通学路の交通安全の確保に万全を期すため、平成28年11月に緊急合同点検に基づく対策実施後も継続的な取組を更に推進していくことが通知された。
- (4) 令和3年6月に千葉県八街市において、下校中の児童の列に飲酒運転のトラックが入り込み5名が死傷する痛ましい事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対策案を検討し、「通学路における合同点検等実施要領」が作成され、この実施要領に沿って、通学路の合同点検等を通じ、関係機関の連携による通学路の安全対策を推進することが通知された。

2 事業の目的

上記の背景を踏まえ、通学路における安全を確保するため、モデル地域に指定した市町村に対して通学路安全対策アドバイザーを派遣し、学校、教育委員会及び関係機関等の連携による合同点検や、各校における交通安全教育等において、専門的知見に基づく助言を行い、通学路の安全対策の推進と交通安全教育の充実を図るものである。

3 事業の内容

(1) 推進委員会の開催

県教育委員会は、事業の円滑な実施を図るため、大学関係者等の学識経験者、道路管理者及び県警察本部等により構成される推進委員会を開催する。

推進委員会は、市町村教育委員会等の関係機関と十分に調整を行い、通学路の交通安全対策の検討及び通学路安全対策アドバイザーの派遣を決定する。

(2) 通学路安全対策アドバイザーの派遣

県教育委員会は、学校や地域の実情を踏まえて、道路整備や交通規制など、交通安全の確保に関する専門的な知見がある有識者を通学路安全対策アドバイザーとして委嘱し、モデル地域に派遣する。

通学路安全対策アドバイザーは、小・中学校における通学路の安全点検への立会い・助言や協議会における具体的な対策の検討・立案に関する助言等の支援を行う。

(3) 危険箇所対策の協議

モデル地域の教育委員会は、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察等で構成される協議会を開催し、通学路安全対策アドバイザーによる専門的な知見による助言の下、危険箇所に対する具体的な対策の検討・立案を行う。

(4) 交通安全教育の実施

県教育委員会は、通学路安全対策アドバイザーを含む交通安全教育の専門家の協力の下、児童生徒に対する交通安全教育を実施する。

4 具体的な実施内容

(1) 学校による通学路の点検と危険箇所の抽出

各学校において通学路の点検を行い、児童生徒の目線で危険箇所を抽出する。

(2) 関係機関との合同点検

モデル地域の教育委員会は、各学校において抽出された危険箇所を精査し、関係機関との対策を検討する必要がある危険箇所について、通学路安全対策アドバイザーの派遣を受けて合同点検を実施する。

合同点検は、モデル地域の教育委員会、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察官等の参加により実施する。

(3) 通学路安全対策アドバイザーによる登下校時間帯の点検調査

危険箇所における児童生徒の登下校状況、交通量等を通学路安全対策アドバイザーが点検調査し、学校での対策や関係機関への要望等について学校に助言を行う。

(4) 危険箇所対策の協議

合同点検を実施した結果、特に対策を検討する上で地域住民と協議が必要である危険箇所に関して協議会を開催する。

協議会では、地域住民との合意を図りながら、関係機関と対策について検討する。

(5) 交通安全教育の実施

県教育委員会は、児童生徒の通学路における安全対策を推進し、道路横断時の危険を擬似体験できる歩行環境シミュレータの活用や自転車乗車に関する安全指導のため、通学路安全対策アドバイザーを派遣して交通安全教育を行う。

(6) 事業の普及啓発

事業の実施内容、成果、課題等について実践事例集を作成し、県内の市町村教育委員会や全小・中学校、高等学校に配布して普及啓発を図る。

令和7年度通学路安全推進委員会 委員名簿

	所 属 及 び 役 職	氏 名
委員長	秋田大学大学院理工学研究科教授	濱 岡 秀 勝
委 員	国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所道路管理課長	伊 藤 正 樹
委 員	秋田県警察本部交通部交通規制課課長補佐	森 川 千 春
委 員	秋田県建設部道路課道路環境・維持チームチームリーダー	佐 藤 元 彦
委 員	大仙市教育委員会事務局教育指導課主幹兼指導主事	石 河 大 介
委 員	秋田県教育庁義務教育課指導主事	大 山 豊
委 員	秋田県教育庁高校教育課指導主事	伊 藤 健 吾
委 員	秋田県教育庁南教育事務所指導主事	後 松 静 香
委 員	秋田県教育庁保健体育課長	野 中 仁 史

Ⅲ 第1回推進委員会の開催

県教育委員会は、事業の円滑な実施を図るため、大学関係者、道路管理者、県警察本部及びモデル地域の教育委員会等で構成される推進委員会を開催した。

1 開催日時

令和7年6月19日（木）
午前10時30分から正午まで

2 開催場所

県庁第二庁舎4階 災害医療対策室

3 開催内容

(1) 令和7年度通学路安全推進委員会要綱の制定

緊急合同点検の枠組みを活用し、計画的、継続的な取組を推進する「通学路安全推進事業」の円滑な実施を図ることを趣旨とした要綱を制定した。

委員長には学識経験者として、秋田大学大学院理工学研究科教授濱岡秀勝氏が任された。

(2) 通学路安全推進事業内容の説明

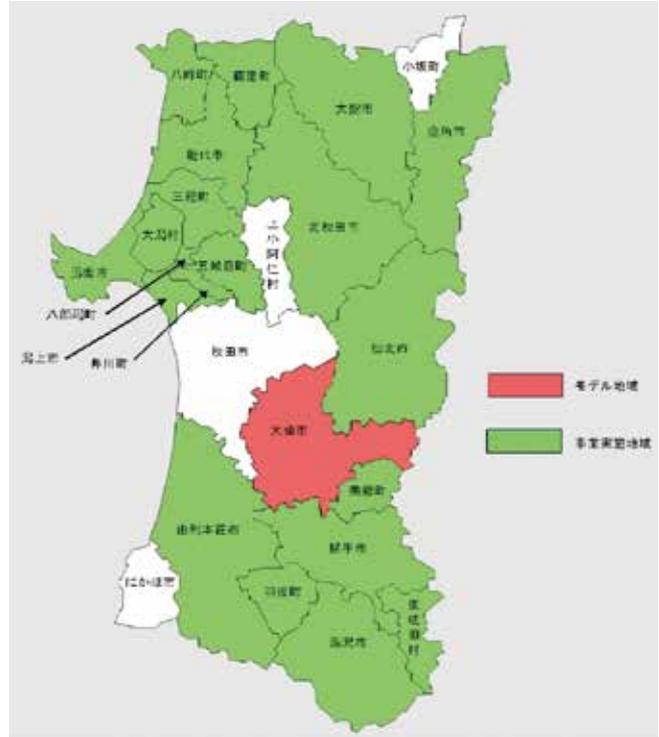
事務局から、本事業において、通学路安全対策アドバイザーを派遣して、危険箇所に対する合同点検、歩行環境シミュレータ等を活用した交通安全教育、登下校時間帯の点検調査等を実施していくことを説明した。

(3) モデル地域等の選定と通学路安全対策アドバイザーの委嘱

事務局から、令和7年度のモデル地域を大仙市、拠点校を大曲小学校、大曲中学校、大曲農業高等学校に選定し、通学路安全対策アドバイザーについては、元秋田県警察官の庄司智一氏を委嘱することを説明した。

(4) 事業に関する意見

事業開始から13年目となることから今年度のモデル地域である大仙市においては、これまで実施してきた事業を踏襲しつつ、新しいアイデアを出し合い、来年度以降の事業に生かしていただきたい。



【通学路安全推進事業実施地域】

通学路安全対策アドバイザー

庄司 智一 氏

【元秋田県警察官】

本部警備部門で災害警備等を担当

秋田中央警察署では交通指導、通学路における子どもの見守り活動を担当

県警退職後は、一般社団法人秋田県交通安全協会に所属



IV 第1回実践委員会の開催

1 開催日時

令和7年7月1日（火）

午前10時30分から11時30分まで

2 開催場所

大仙市大曲図書館3階 視聴覚室

3 参加者

17人

○国土交通省湯沢河川国道事務所

道路課担当者

○仙北地域振興局建設部保全・環境課担当者

○大仙警察署交通課担当者

○大仙市建設部道路河川課、市民部生活環境課担当者

○大曲小学校、大曲中学校、大曲農業高等学校担当者

○大仙市教育委員会事務局教育指導課担当者

○通学路安全対策アドバイザー

○県教育庁保健体育課担当者



大仙市教育委員会の説明

4 主な協議内容

県教育庁保健体育課担当者から通学路安全推進事業の説明や質疑等を行った。各小・中学校、高等学校の参加者から、各校で対策を要望する通学路の危険箇所について説明があり、個々の危険箇所について、対策方針及び対策担当に関する協議が行われた。

また、事前に実施した合同点検した危険箇所については、現地での協議結果、対策方針についての報告があった。



実践委員会開催状況

V 合同点検

各小・中学校で抽出した危険箇所のうち、関係機関と対策を協議する必要がある箇所について、通学路安全対策アドバイザーの助言を得ながら、道路管理者、警察官等と合同で点検を実施した。

また、拠点校である大曲小学校の通学路については、別途合同点検を実施し、危険箇所として挙げられていない箇所についても確認し、通学路安全対策アドバイザーの助言を基に対応を検討した。

1 実施日時

- ① 令和7年6月16日（月） 午前10時30分から午後4時まで
- ② 同 年8月4日（月） 午後3時から4時まで

2 実施場所

- ① 大仙市内の危険箇所 13か所
- ② 大曲小学校通学路 4か所

3 参加者・参加機関

実践委員会参加者等（P 5 参照）

4 各学校区における主な合同点検実施箇所

◇大曲小学校区（歩車分離式信号の設置）



◇大曲小学校区（一時停止線の再塗装）



◇大曲小学校区（横断歩道の廃止）



◇花館小学校区（路面の舗装、横断歩道の再塗装）



◇神岡小学校区（速度規制、大型車両の通行規制）



◇神岡小学校区（外側線の再塗装）



VI 登下校時間帯の点検調査

1 登下校時間帯の点検調査

通学路安全対策アドバイザーが、登下校時間帯における交通の実態と児童生徒の登下校状況に関係者とともに点検し、学校で取るべき対策などについて助言した。

2 拠点校等における登下校時間帯の点検調査状況

	実施日	実施時間帯	実施校実施場所
1	10月29日（水）	7:20～8:00	大曲中学校通学路
2	10月31日（金）	7:30～8:10	大曲農業高等学校付近及び花火通り
3	11月6日（木）	7:20～8:00	大曲小学校通学路
4	11月11日（火）	7:20～8:00	東大曲小学校通学路
5	2月5日（木）	15:15～16:00	大曲小学校通学路

①大曲中学校通学路



②大曲農業高等学校付近及び花火通り



③大曲小学校通学路



④東大曲小学校通学路



⑤大曲小学校通学路（冬季）



3 通学路安全対策アドバイザーからの主な助言等

- 見守り隊の方や教職員が、積極的に見守り活動を実施しており、「子どもたちの安全、命を守る」という熱い思いが伝わってきた。
- 自転車で通学している生徒は、横断歩道を渡る際に自転車から降車して横断していたほか、ヘルメットも適切に着用していたことから、引き続き指導をお願いしたい。
- 本年度は、市街地等におけるクマの出没が増加したため、保護者の車両での登下校が増え、周辺の交通量が増加している。児童生徒だけでなく、保護者に対しても校舎周辺での交通事故防止を呼びかけていただきたい。

Ⅶ-1 「歩行環境シミュレータ」を活用した交通安全教育

1 はじめに

通学路の安全対策に加え、児童の判断力の向上と規範意識の醸成を目的として、モデル地域内の小学校2校において、歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」による交通安全教育を実施した。

2 交通安全教室実施状況

実施校2校 計131人

実施学校	実施日	実施時間	対象	人数
東大曲小学校	9月18日（木）	9:25～10:10	2年生	12人
		10:30～11:15	1年生	12人
		11:20～12:05	3年生	12人
大曲小学校	11月25日（火）	9:25～10:10	1年松組	30人
		10:25～11:10	1年竹組	31人
		11:15～12:00	1年梅組	34人

3 参加者

大仙警察署担当者

各小学校担当者、大仙市教育委員会担当者

横手精工株式会社担当者、通学路安全対策アドバイザー

秋田県教育庁保健体育課担当者

4 内容

- (1) 先生のお話
- (2) 警察官の講話
- (3) 歩行環境シミュレータ
「わたりジョーズ君」体験
- (4) 通学路安全対策アドバイザーの講話
- (5) 児童の感想発表



歩行環境シミュレータ
「わたりジョーズ君」



先生のお話(大曲小学校)



警察官の講話(東大曲小学校)



横手精工交通心理士の説明
(大曲小学校)



横手精工担当者の説明
(東大曲小学校)

5 歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」体験

「わたりジョーズ君」は、秋田大学と横手精工株式会社が研究開発したもので、三次元CGにより道路環境を再現し、日中のほか、夕暮れや夜間、冬の道路環境など、多様な環境において実際に道路を横断しているかのような擬似体験ができる装置である。

横手精工株式会社の担当者の進行により、体験する児童の視認方向や横断のタイミングを記録して、道路を横断する際の安全確認や判断能力をチェックした。

また、体験後は、リプレイ映像を確認して良好な点や注意点を指導するなど、効果的な交通安全意識の向上に努めた。「わたりジョーズ君」の体験では、時間的な制約から、全児童が体験することができない小学校もあったが、見学の児童も、体験する児童と一緒に安全確認を行うことで、道路を横断する際に感じたことを共有することができた。

体験した児童からは、「1回目は失敗してしまったけど、2回目は車が来ないことを確認してから渡ることができました。」「本当の横断歩道を渡る時も、今日勉強したことを思い出して渡りたいです。」などの発表があり、自ら安全を判断して横断することの大切さなどを学ぶことができた。



「わたりジョーズ君」体験の様子（東大曲小学校）



「わたりジョーズ君」体験の様子（大曲小学校）



6 通学路安全対策アドバイザーの講話

通学路安全対策アドバイザーは、交通事故に遭わないための“4つの約束”について、内容を説明しながら児童と一緒に確認した。

また、「自分の命は自分で守る」ことが大事であることを繰り返し指導した。

『4つの約束』

- 飛び出しは絶対にしないこと
- 道路で遊ばないこと
- 道路を横断する時は、横断歩道のある場所で横断すること
- 横断する際も、周囲を確認して横断すること



通学路安全対策アドバイザーの講話
（東大曲小学校）

7 「わたりジョーズ君」を体験した児童の感想

【東大曲小学校】

あるくれんしゅうをするまえは、ドキドキしたけど、ともだちにつられないでちゃんとわたることができました。かえりもきをつけます。 (1年生)

がめんの友だちから「はやく、はやく」とよばれたけれど、それをがまんして、右左をみてあんぜんにわたることができました。「わたりジョーズくん」をたいけんできて、よかったです。 (2年生)

歩行シミュレータを体けんしました。自分の番がきたとき、すごくドキドキしましたが、車をよくみて安全にわたれてよかったです。にちじょうでおうだんほどうをわたるときや、休みの日に友だちと遊ぶ時など、今日みたいに左右をみて、車が本当にこないかたしかめてわたりたいです。とくに、雨の日や風が強い日、よるだったり雪のときは、とくに注意して自分のいのちをまもりたいです。 (3年生)



【大曲小学校】

車のスピードがはやく、すぐ目のまえをとおっていくので、わたるのがきんちょうした。
(1年松組)

ほんとうのどうろみたいにリアルでわたるのがたのしかった。
(1年松組)

みんなじょうずにわたっていたので、どうろをわたるとき、わたしもじょうずにわたりたいとおもった。
(1年竹組)

おうだんほどうをわたるとき、気をつけないといけないとおもった。じぶんでしっかりかくにんしてわたりたい。
(1年梅組)



8 おわりに

モデル地域内の小学校で実施した交通安全教室では、歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」を活用したことで、天候や時間帯による明暗、降雨や降雪による視認性の良否、交通量の多少など、様々な道路環境での横断歩道の横断方法を体験したほか、他者の実施状況を視聴して体験を共有しながら学ぶことができた。

また、交通安全講話では、通学路安全対策アドバイザーや警察官から分かりやすく講話していただき、児童の交通安全意識の向上につながった。

Ⅶ-2 危険予測トレーニングによる交通安全教育

1 はじめに

生徒の判断力の向上と規範意識の醸成を目的として、拠点校の大曲中学校において、自動車や自転車のドライブレコーダの映像を用いた危険予測トレーニングをクラスごとに実施した。
また、代表生徒がVRゴーグルを装着し、危険な自転車の乗り方事例について体験した。

2 交通安全教室実施状況

大曲中学校 1年生 計204人

実施日	実施時間	対象クラス	人数
10月29日（水）	9:45～10:30	6組	60人
	10:40～11:25	7組	
10月31日（金）	9:45～10:30	2組	56人
	10:40～11:25	4組	
11月6日（木）	9:45～10:30	1組	57人
	10:40～11:25	3組	
11月11日（火）	9:45～10:30	5組	31人

3 参加者

大仙警察署担当者

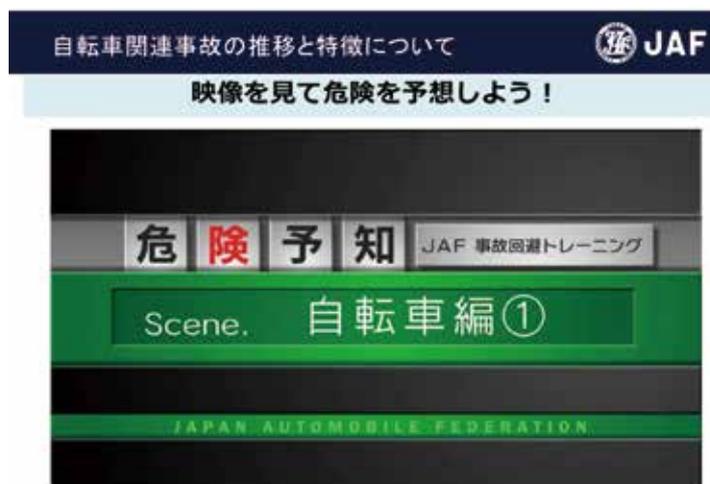
大曲中学校担当者、大仙市教育委員会担当者

一般社団法人日本自動車連盟秋田支部担当者、通学路安全対策アドバイザー

秋田県教育庁保健体育課担当者

4 内容

- (1) 警察官の講話
- (2) 危険予測トレーニング
- (3) 通学路安全対策アドバイザーの講話
- (4) 生徒の感想発表



5 実施状況



警察官の講話



危険予測トレーニング実施状況



VRゴーグルによる体験



ドライブレコーダ映像を基に、今後起こりうる危険について、生徒それぞれが考え、発表して確認した。

また各組代表生徒がVRゴーグルを装着し、危険な自転車の乗り方事例について体験した。その他の生徒は、モニターでVRゴーグル内の映像を確認し、事故に遭わないためには、状況に応じた「安全な行動」を実行する必要があることを再確認した。

6 通学路安全対策アドバイザーの講話

トレーニング終了後、通学路安全対策アドバイザーが「自転車は、『原則、車道の左側を通行すること』『歩道が通行可能な場合もあるが、通行する際は歩行者を優先すること』」など、自転車の安全利用について説明した。

また、自転車乗車時にヘルメットを着用せずに死亡したケースでは、約半数が頭部に受けた損傷が致命傷となっていることに触れ、着用の重要性について説明するとともに、登下校時だけでなく、放課後や休日における着用についても指導した。



7 危険予測トレーニングを受けた生徒の感想

普段使っている道でも、危険予測トレーニングでやったように、今後起こりうる危険を考えて通行することが大切だと思いました。

今後は、自己中心的な考えではなく、「～かもしれない」という考えを大切にしたいです。

交通安全教室で、交通事故の怖さを改めて感じることができました。危険予測トレーニングでは、どのようなところが危険なのかを考えさせられました。

これからの生活でも、今日習ったことを生かして、安全に生活していきたいです。

危険予測トレーニングを受けて、思ったよりも危険な所がたくさんあることを知りました。普段登校する時、慣れた道でも常に安全を心がけて自転車に乗りたと思いました。そして、今日習ったことを生かして、危険予測能力などをきたえていきたいです。

事故なく安全に生活するには、「危険予測」する能力が大切だということを知りました。自動車との出会い頭での事故が多いので、交通ルールを守ること以外にも、自分で考えて自転車を運転したいと思いました。通学路などのなれている場所でも、何が起こるか分からないので、毎日気をつけたいと思います。

8 拠点校の大曲中学校での取組

拠点校である大曲中学校は、生徒の交通事故防止の一環として、学校内に無事故無違反の継続日数、交通事故や交通ルールに関する掲示コーナーを設置し、生徒に対して、交通安全の意識付けを行っていた。

また、校舎付近の交通量が多いため、校舎付近では、自転車から降車して歩いて登下校するよう指導していた。



掲示コーナー



登校の様子

1 はじめに

自転車乗車中の交通事故防止を目的として、高校生を対象にスケアード・ストレート方式による交通安全教育を実施した。

このスケアード・ストレートとは、怖い思いやヒヤッとする体験を通じて啓発効果を高める教育技法のことで、スタントマンによる交通事故の再現により、交通安全意識の向上と、交通ルールや正しい交通マナーを理解し、自転車の交通事故を抑止することを目的としている。

2 交通安全教室実施状況

- 日 時 令和7年9月17日（水）
午後1時45分から2時35分まで
- 場 所 大曲農業高等学校 体育館
- 参加者 大曲農業高等学校
全校生徒474人



J A秋田おばこ担当者あいさつ

3 参加者

- J A 共済連秋田担当者
- J A 秋田おばこ担当者
- 大仙警察署担当者
- 大仙市教育委員会担当者
- 通学路安全対策アドバイザー
- 秋田県教育庁保健体育課担当者

4 内容

- (1) J A 秋田おばこ担当者あいさつ
- (2) 校長先生あいさつ
- (3) スケアード・ストレートの実演
- (4) 警察官の講話



警察官の講話

5 実施状況

大曲農業高等学校体育館において、J A 共済連秋田、J A 秋田おばこ、大仙警察署の協力の下、スケアード・ストレート方式による実演での交通安全教育を実施した。

スタントマンが、自転車の違反走行による事故、交差点における車両の死角に起因する事故など、自転車乗車中の交通事故を迫真の演技で実演した。



見学する生徒の様子



校長先生のあいさつ



傘さし運転の実演



手放し運転の実演



自転車同士の事故再現



自動車との事故再現



実演者の説明・解説



生徒の発表

6 スタントマンによる「自転車交通事故の再現」を見た感想

【生徒の感想】

自転車競技部に所属しており、日頃から自転車に乗っています。これまで事故に遭遇したことはありませんが、スタントマンの方々が実演する事故再現は、動画などで見るよりも迫力があり、集中して受けることができました。

この体験を踏まえて、ながらスマホや一時不停止など気づかずに違反をしていたかもしれないと反省することができました。

自転車同士や自動車の事故がどのように起こるのかを知る良い機会になりました。私もこれから自転車や自動車などで事故に遭わないように十分気をつけたいと思います。また、事故を起こしたりしないように、日頃からしっかり安全確認をしたいと思います。

今回、スケアード・ストレートの交通安全教育で、実際に歩いている人や自転車に乗っている人が車や自転車にはねられるところを見て、事故の怖さを実感することができました。普段から通学の手段として自転車を利用することが多いので、今後は今回学んだことを日常に生かしながら、改めて交通ルールの遵守を徹底していきたいと思います。

【教員の感想】

スピードが出ている自転車や自動車のような物体に生身の体が衝突してしまうと、無事であるわけが無く、何かしらの障害も残ってしまうはずです。自分の交通マナーを今一度振り返りつつ、今後は今まで以上に周囲の安全確認と、運転に対する意識を高めていきたいと思います。

【通学路安全対策アドバイザーからの講評】

このスケアード・ストレート方式の交通安全教育は、生徒たちにとって少し刺激が強いところもあったが、「自分の命は自分で守る」という意識付けになったと考える。

高校生は、自転車乗車時のヘルメット着用率が低いことから、この体験を通じて、生徒が自ら考え、自主的にヘルメットを着用し、安全に自転車を利用していただければと思う。



VIII 通学路安全マップ

1 通学路安全マップ

「通学路安全マップ」は、通学路や地域において交通事故の発生しやすい場所や犯罪が起こりやすい危険な場所などを示した地図である。

大仙市教育委員会では、各学校から挙げられた危険箇所について、マップに落とし込み、各学校に還元して児童の交通安全確保に努めている。



大仙市通学路危険箇所マップ

2 通学路安全マップに関する意見交換

交通安全教育を実施した小・中学校において、各学校の担当者と通学路安全対策アドバイザー、大仙警察署警察官、大仙市教育委員会担当者等が、通学路の危険箇所について意見交換した。

今後、通学路の危険箇所や安全対策についての情報共有など、警察・学校との継続した連携が期待される。



東大曲小学校



大曲小学校

Ⅸ 第2回実践委員会の開催

1 開催日時

令和8年1月9日（金）

午前10時30分から11時30分まで

2 開催場所

大仙市大曲図書館3階 視聴覚室

3 参加者 17人

- 国土交通省湯沢河川国道事務所
道路課担当者
- 仙北地域振興局建設部
保全・環境課担当者
- 大仙警察署交通課担当者
- 大仙市建設部道路河川課、市民部生活環境課担当者
- 大曲小学校、大曲中学校、大曲農業高等学校担当者
- 大仙市教育委員会事務局教育指導課担当者
- 通学路安全対策アドバイザー
- 県教育庁保健体育課担当者



大仙市教育委員会事務局
次長兼教育指導課長あいさつ

2 主な協議内容

本事業の報告や拠点校等の担当者から成果と課題についての発表が行われ、拠点校の担当者からは、本事業により、「『わたりジョーズ君』の交通安全教育では、横断歩道を渡る危険性について、楽しみながら学ぶことができた。」「危険予測トレーニングにより、子どもたちの交通安全に対する意識にも変化が見られた。」などの成果が報告された。

また、通学路安全対策アドバイザーからは、「今年度は、本事業を通じて通学路合同点検や交通安全教育等を実施したが、実施して終わりではなく、継続していくことが大切であることから、今後も大仙市の各関係機関が連携して、通学路における危険箇所の対応や交通安全教育を実施していただきたい。」との助言があった。



実践委員会開催状況

X 第2回推進委員会の開催

1 開催日時

令和8年2月2日(月)

午後1時30分から3時まで

2 開催場所

県庁第二庁舎4階 災害医療対策室

3 開催内容

(1) 事業報告

教育庁保健体育課担当者から、「合同点検の実施状況」「危険箇所に対する措置や対応策」「交通安全教育の実施状況」「登校時間帯の点検調査状況」等について報告を実施した。

(2) モデル地域の発表

モデル地域の教育委員会担当者から、事業の成果と課題等の発表があった。

ア 成果

- ・ 通学路安全対策アドバイザーや関係機関との連携により、例年以上に充実した合同点検が実施され、通学路の安全確保について学校や地域全体で再確認することができたほか、子どもたちと一緒に通学路の危険箇所について考えることができた。
- ・ 体験型の交通安全教室を通じて、子どもたちの危険を予測・回避する能力や歩行時や自転車乗車時の安全意識の向上が図られた。

イ 課題

- ・ 来年度以降の学校統合に伴い、徒歩通学の児童生徒が減少する一方、スクールバス利用者が増加するため、今後は、バス乗車前後の事故防止、自宅からバス停までの安全確認、バス停での事故防止を徹底していく必要がある。

(3) 各委員から情報提供や発表

関係機関における通学路の安全対策として、通学路の危険箇所についての対策状況やゾーン30の整備状況等についての紹介があった。

また、学校における交通事故の発生状況と、発達段階に応じた児童生徒への指導状況等について発表があった。

(4) 本事業に対する総括

濱岡委員長から、次のとおり事業の総括があった。

- ・ 今年度の合同点検が、危険箇所の特定、対策、改善という非常に良い流れで進んでおり、歩行環境シミュレータなどを利用した子ども目線での安全対策も成果があったと思われる。
- ・ 交通事故に関係する三要素(子ども、車のドライバー、道路環境)のうち、通学路点検が道路環境、シミュレータが子どもの目線に対応しているため、今後はドライバーへの対策も考えていく必要がある。



委員会の様子

XI 危険箇所の改善に関する取組

1 危険箇所の対策結果等について

令和7年度

No	学校名	点検箇所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	結果・対策予定
1	大曲小学校 1	大曲通町 通称花火通り交差点	・花館方向から花火通りに右折する際、横断歩道上の歩行者が見えにくい。	・歩車分離式信号機の設置	・待機場所が長くなるデメリットがあり、継続検討
2	大曲小学校 2	大曲花園町 大曲花園児童センター付近交差点	・外側線が薄くなっている。	・外側線の再塗装	・次年度以降に実施予定
3	大曲小学校 3	大曲栄町 大曲小学校東側花火通り	・外側線及びグリーンベルトが一部だけ引き直しされていない。	・外側線、グリーンベルトの再塗装	・次年度以降に実施予定
4	大曲小学校 4	大曲花園町 大曲小学校西側丁字路交差点	・一時停止線が薄くなっていて、停止位置が不明確になっている。	・一時停止線の再塗装	・令和7年度再塗装済み
5	大曲小学校 5	大曲金谷町 大曲農業高校北側交差点	・横断歩道が薄くなっている。	・横断歩道の再塗装又は廃止	・直近にスクランブル交差点があるため、令和8年度に廃止予定
6	東大曲小学校	大曲字上高畑 丁字路交差点	・丁字路交差点は見通しが悪く、飛び出しによる事故の危険性がある。	・速度抑制看板の設置・外側線の再塗装	・看板及びカーブミラーの設置について継続検討 ・児童等に対する安全教育
7	花館小学校	佐野町 大曲郵便局付近交差点	・路面に凹凸があり、つまずいて転倒する危険がある。 ・横断歩道が薄くなっている。	・路面の再舗装・横断歩道の再塗装	・R7年度路面の再舗装及び横断歩道の再塗装済み
8	大川西根小学校	蛭川 大曲大橋西側五叉路	・市道から国道105号へ進入す際に、見通しが悪い。	・カーブミラーの設置	・カーブミラーの設置について継続検討
9	四ツ屋小学校	四ツ屋字上古道 四ツ屋郵便局付近丁字路交差点	・T字路交差点は見通しが悪く、飛び出しによる事故の危険性がある。	・カーブミラーの設置	・児童等に対する安全教育
10	神岡小学校 1	神宮寺字館ノ北 神岡小学校北側交差点	・建物が新築されたため、見通しが悪くなった。 ・学校行事がある際は、交通量が多く、危険性が高まる。	・注意喚起看板及びカーブミラーの設置	・看板等の設置について継続検討 ・児童等に対する安全教育
11	神岡小学校 2	神宮寺字本郷野 神宮寺駅交差点付近県道30号	・付近における大規模工事のため、大型トラックの交通量が増え、振動・騒音が問題となっているほか、歩行者も危険な状況にある。	・県道30号における速度規制及び大型車両の通行規制	・速度規制について継続検討
12	神岡小学校 3	神宮寺字切欠 国道13号と県道67号交差点付近	・付近にコンビニエンスストアがあり、同駐車場出入口における事故が多発している。	・注意看板の設置	・注意看板の設置を検討
13	神岡小学校 4	神宮寺字海老坪 国道13号と平行する市道上	・国道13号と平行する市道で、走行する車両の速度が速い。・歩道がなく、外側線も薄い。	・歩道の設置 ・外側線、グリーンベルトの再塗装 ・速度超過車両の取締り	・令和7年度外側線再塗装済み ・令和8年度歩道を設置予定 ・警察に指導取締り要望済み
14	清水小学校	清水字沖田 市道丁字路交差点	・T字路交差点において、一時停止標識に気づかず直進して、水田に転落する車両が多く、歩行者も危険な状況にある。	・看板の設置	・蛍光矢印板を設置予定
15	豊成小学校	豊川字町後 市道	・町内を走行する車両の速度が速く、通行する児童生徒が危険な状況にある。	・速度規制看板、赤色回転灯の設置 ・速度超過車両の取締り	・看板、赤色回転灯の設置を検討 ・警察に指導取締り要望済み
16	横堀小学校 1	堀見内字下田茂木 市道	・交通量が多いほか、幅員も狭く、路側帯がない。	・通学路として他の道路を整備 ・歩道の設置	・ハード面の対策は、用地買収等が必要なため困難な状況・通学路の変更を含め、継続検討
17	横堀小学校 2	堀見内字下田茂木 大仙市ふれあい体育館付近市道	・スポーツランド運営開始に伴い交通量が増加、事故も発生している。	・看板の設置 ・一時停止線の塗装	・施設に対して、看板の設置及び一時停止線の塗装を要望済み

【凡例】

	～対策済み
	～対応要望済み
	～対策予定箇所

2 改善例について

令和7年度にモデル地域において、関係機関が取り組んだ通学路における危険箇所の改善例は次のとおりである。

花館小学校区



路面の舗装 横断歩道の再塗装



大曲小学校区



一時停止線の再塗装



神岡小学校区



外側線の再塗装



XII その他

◆ 全国成果発表会

◇期日：令和8年2月5日（木）

◇主催：文部科学省

◇基調講演

石川県輪島市教育委員会

教育長 小川 正 氏

演題 災害を通して得られた教訓

「能登半島地震・奥能登豪雨」

～2度の大規模災害を経験して～

◇実践発表

石川県教育委員会「県立学校における災害対応の強化にむけて」

山形県教育委員会「大雨災害の対応に向けた学校防災について」

～防災アドバイザー派遣事業の取組を通して～

宮崎県教育委員会「自分と地域を守るための交通安全の取組について」

～みやざきの子どもの命を守るヘルメット着用推進

プロジェクトを通して～

令和7年度学校安全総合支援事業「全国成果発表会」基調講演
令和8年2月5日（木）

「能登半島地震・奥能登豪雨」
～2度の大規模災害を経験して～

「大好きこの地域から、一人の犠牲者もだしたくない」

今こそ、学校から発信啓発しての、
学校と地域が一体となって進める防災の取り組みを

学校からの防災への取り組みは、かわりあいを通して、児童生徒の生き方につながり、
常に優しい地域づくりへの土台となるもので、主催者教育そのもの 都市部こそ不可欠。

輪島市教育長／元能登町小中学校長 小川 正

別 紙

平成25年12月6日
文 部 科 学 省
国 土 交 通 省
警 察 庁

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

記

1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に開催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

2. 基本的方針の策定

1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

(1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏まえ、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の

体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

(2) 通学路安全確保のためのP D C Aサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（P D C Aサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

3. 公表等

(1) 基本の方針の公表

基本の方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本の方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本の方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本の方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

(2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

令和 3 年 7 月 9 日

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長

通学路における合同点検の実施について（依頼）

先般、千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷する痛ましい事故が発生しました。

各学校においては、日頃より通学路の安全点検を実施していただいておりますが、今回このような事故が起きたことを受け、通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要であることから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携して対応策を検討し、先般、別紙のとおり「通学路における合同点検等実施要領」（以下「実施要領」という。）を作成しました。

これは、今回の事故に鑑み、危険箇所の取りまとめにあたっては、

- ・ 見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所
- ・ 過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所
- ・ 保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所

などの観点についての確認が必要との考えに立ったものです。

つきましては、当実施要領に沿って、上記の観点を踏まえた通学路の合同点検等を通じ、関係機関の連携による通学路の安全対策を講じていただくようお願いします。

なお、各市町村においては、これまでも学校、教育委員会、道路管理者及び地元警察署と通学路の合同点検等を積み重ねてきていることから、全ての通学路に対する一斉の再点検を改めて求めるものではなく、上記の観点を踏まえた補完的なものとして、子供の視点にも配慮しながら、これまでの合同点検等の蓄積を十分に活用し、地域の実情を踏まえた効率的・効果的な対応をお願いします。

また、児童生徒の安全確保のための効率的・効果的な実施の観点から、また、教員の必要以上の負担とならないよう、その実施に当たっては、通学路の道路管理者や地元警察署との協働によること、また、例えばスクールガード等の見守り活動者の力をお借りするなどの方策を積極的に御検討願います。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、この趣旨について周知していただくとともに、各学校において適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況（都道府県別内訳）

別表

（令和7年3月末時点）

都道府県名	対策必要箇所 （全体数）			対策必要箇所数（実施機関別）					
	対策済	対策済（暫定的な安全対策を含む）	対策済	教育委員会・学校		道路管理者		警察	
				対策済	対策済	対策済	対策済	対策済	対策済
北海道	1,845	1,795	1,845	1,634	1,633	489	440	299	299
青森県	691	658	691	533	533	267	234	129	129
岩手県	908	852	908	528	528	388	336	171	171
宮城県	1,600	1,555	1,600	1,316	1,316	536	508	357	357
秋田県	347	311	347	239	239	154	118	96	96
山形県	704	667	704	487	487	394	357	204	204
福島県	1,289	1,216	1,289	703	703	780	711	380	380
茨城県	1,860	1,809	1,860	743	743	785	742	523	523
栃木県	1,321	1,263	1,321	567	566	586	533	195	195
群馬県	1,039	1,033	1,039	424	424	595	589	418	418
埼玉県	4,581	4,456	4,581	2,216	2,216	2,968	2,843	855	855
千葉県	4,044	3,957	4,044	2,076	2,076	2,849	2,762	644	644
東京都	4,497	4,494	4,497	2,017	2,017	1,971	1,968	1,092	1,092
神奈川県	5,141	5,113	5,141	2,578	2,578	1,603	1,575	1,515	1,515
新潟県	2,129	2,023	2,129	1,598	1,594	774	672	272	271
富山県	899	826	899	373	373	536	463	138	138
石川県	808	797	808	383	383	449	438	229	229
福井県	416	397	416	145	145	240	221	96	96
山梨県	1,254	1,214	1,254	601	601	707	667	238	238
長野県	2,340	2,192	2,340	1,367	1,367	1,448	1,300	266	266
岐阜県	1,537	1,494	1,537	665	665	1,047	1,005	158	158
静岡県	1,101	1,086	1,101	617	617	566	551	256	256
愛知県	4,054	4,030	4,054	1,472	1,472	1,822	1,799	1,190	1,190
三重県	1,537	1,529	1,537	973	973	708	700	448	448
滋賀県	773	716	773	435	432	445	390	56	56
京都府	1,287	1,234	1,287	663	661	748	696	405	405
大阪府	3,891	3,878	3,891	1,912	1,912	1,749	1,736	1,337	1,337
兵庫県	2,867	2,790	2,867	1,887	1,886	1,613	1,537	549	549
奈良県	1,334	1,311	1,334	678	675	849	829	308	308
和歌山県	787	742	787	578	578	396	351	145	145
鳥取県	456	392	456	116	116	267	203	114	114
島根県	1,156	1,059	1,156	420	420	735	638	167	167
岡山県	1,423	1,352	1,423	866	866	644	573	398	398
広島県	1,535	1,399	1,535	769	769	875	739	268	268
山口県	975	896	975	972	972	575	496	258	258
徳島県	701	676	701	441	441	304	279	215	215
香川県	1,475	1,396	1,475	1,019	1,019	642	563	355	355
愛媛県	911	870	911	378	378	427	390	304	304
高知県	554	491	554	263	259	379	320	115	115
福岡県	2,365	2,237	2,365	1,094	1,094	1,362	1,235	470	470
佐賀県	814	729	814	187	186	676	591	65	65
長崎県	868	782	868	661	660	567	483	106	103
熊本県	1,742	1,679	1,742	1,298	1,298	675	612	467	467
大分県	923	837	923	889	889	525	439	142	142
宮崎県	1,016	933	1,016	347	347	561	478	195	195
鹿児島県	1,397	1,294	1,397	919	919	836	733	158	158
沖縄県	1,212	1,161	1,212	723	723	504	466	231	230
合計	76,404	73,621	76,404	41,770	41,749	39,016	36,309	16,997	16,992

※1 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。
 ※2 令和7年6月27日時点の確定値である。
 ※3 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所1,537か所（うち対策済1,480か所）を含む。
 ※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。
 ※5 「暫定的な安全対策」とは、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます